

消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 裁判所からの通知!? ～

【事例】

「以前、訪問販売であなたと契約した寝具販売業者が、裁判所に対して未払代金の支払訴訟を起こした」という内容のハガキが届いき「このまま連絡せずに放置すると、裁判への出廷や給料・財産の差し押さえのおそれがある」と書いてあった。

全く身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと書いてあるが、連絡するべきか。

【ひとことアドバイス】

- ◇いわゆる「架空請求」の相談がいまだに寄せられています。
- ◇あなたが過去に利用した業者に対して代金の未払いがあるとして「訴訟を起こした」、「給料・財産を差し押さえる」などの言葉を並べ、不安を感じさせる手口です。
- ◇「早急に連絡を」などと書かれていても絶対に連絡しないでください。
過去には「訴訟取り下げのために必要」と数十万円を請求されたケースも！
- ◇記載内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

<消費生活相談窓口>

- 役場消費生活相談窓口
(役場町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)
 - たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
- ※相談無料で秘密は厳守!!

